

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会負担金規程

運営規約第14条第1項に基づく負担金を、次のとおり定める。

1 会費（年額）

1) 地域包括支援センター

40,000円

2) 地域包括支援センターのサブセンター

（中心となる地域包括支援センターが入会している場合）

10,000円

3) 在宅介護支援センター及び老人介護支援センター（地域包括支援センターのブランチを含む）

20,000円

4) 同一法人が同一市町で、あるいは同一市町が複数のセンターを運営する場合は、2か所目から会費を半額（10,000円）とすることができる。

2 準会員 会費（年額）

5,000円

3 賛助会員 会費（年額）

10,000円

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

平成18年4月1日 一部改正

平成18年6月15日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正